

「公開質問状～再生可能エネルギー、特に風力発電に関わる質問～（2021年10月26日）」への回答

質問1

乱開発への規制が必要です。情報公開、環境や健康への影響調査・評価が当然必要です。事業の立案および計画の段階から、こうした情報公開と説明会の開催、事業者、自治体、地域住民、自然保護関係者、専門家など広く利害関係者を交えた意見交換会などを義務付けるなど、再生エネ事業が地域の環境保全と地域経済への貢献にふさわしいものとなるよう法整備が必要だと考えます。全国知事会も地域住民への事前説明とその結果の国への報告を義務付ける法整備を求めています。

具体的には、改定FIT法の「事業計画策定ガイドライン」で、住民との適切なコミュニケーションを努力義務化していますが、遵守されなければ意味がありません。ガイドラインを省令に格上げして努力義務を「義務化」することを求めます。また、地球温暖化対策推進法には「促進区域」だけでなく「保全区域」を指定し、環境への影響がある地域には再エネ設備が建設できないよう規制する仕組みを求めます。環境アセスメントについては、低周波音の影響や累積的影響も評価に入れることを求めます。

新港の洋上風力発電事業についても、地域住民への説明も合意もない巨大事業の強行は認められません。事業者が事業説明会を拒否することはあってはならず、経産省・経産局と道に、説明会を開催するよう指導を求めます。同時に、事後調査の実施も必要であり、事業者を指導すべきです。

質問2

一般海域においても、同様に十分な情報公開と調査のもと、重大影響を受ける住民への説明会、専門家や利害関係者を交えて意見を聴き、十全なチェックがなされるべきです。

とりわけ、環境省のゾーニングモデル事業において陸域と海岸から5kmまでの海域を「環境保全エリア」としたにもかかわらず、石狩市が再エネ海域利用法の促進区域への希望区域にこのエリアを含めていることは大きな問題であり、石狩市議会での質問はもとより、本年5月27日は参院環境委員会で日本共産党の山下芳生参院議員が「質問1」の問題とともに国の姿勢を追及しています。こうした問題の追及をさらに強めていきたいと考えます。

質問3

この事業もまた、「質問2」と同様に「環境保全エリア」内の事業計画であり、その遵守と自然環境の実態調査の実施と資料の全面公開、住民合意が大前提です。まして、説明会前に着工して既成事実を積み重ねることは認められません。

議会でも取り上げるよう準備を進めたいと考えます。

以上